

災害対策規程

(目的)

第1条 この規程は、大規模な自然災害が発生した際、一般社団法人全国腎臓病協議会（以下「この法人」という。）が行う災害対策に関する事項を定めることを目的とする。

(対象となる自然災害の範囲)

第2条 この規程の対象となる災害の範囲とは、この法人の会員の生命、財産に影響およぼす自然災害が発生したときとする。

自然災害としては、下記の災害を想定する。

- (1) 震度6を上回る地震とそれに伴う津波
- (2) 台風などによる洪水・高潮
- (3) 長期にわたる豪雪
- (4) 広範囲に被害が及ぶ火山噴火
- (5) 竜巻
- (6) その他、会員への甚大な影響を及ぼす自然災害

(災害対策本部の設置)

第3条 この規程の目的を達成するため、この法人の事務局内に災害対策本部を設置する。

2 この法人の事務局が被災した場合、次の順位で災害対策本部を設置する

- (1) NPO法人兵庫県腎友会事務局
- (2) 福岡県腎臓病患者連絡協議会事務局
- (3) 災害対策委員長所在地の都道府県組織事務局

3 被災地に近く安全が担保できる都道府県事務局に現地対策本部を設置することができる

4 災害対策本部、現地対策本部の設置は、業務執行役員会の判断による

(職責)

第4条 災害対策本部長は会長が務める。会長に事あるときは業務執行役員会で対応する。

(災害対策本部の構成)

第5条 災害対策本部の構成は、業務執行役員・災害対策委員会で構成する。

2 現地対策本部は、被災地域のブロック担当理事・被災地会長（または代理）で構成する

(機能)

第6条 災害対策本部は、概ね以下の活動を行うものとする。

- (1) 災害の状況を正確に把握する
- (2) 被災地域の状況や現地対策本部が行なった処置、現状の問題点などを各県組織に伝達する
- (3) 国や都道府県、市町村、日本透析医会、日本透析医学会、関係団体などへ要望書を提出し、得られた情報を整理して、被災地及び各県組織に伝達する

- (4) 被災地域内の患者の生活再建、施設の復旧に関する情報、問題点を整理して、対策活動に生かす
 - (5) 状況により、災害対策本部より構成員を被災地に派遣する。
 - (6) その他、必要な活動
- 2 現地対策本部は、概ね以下の活動を行うものし、災害対策本部長へ報告する。
- (1) 被災地域内の患者の状況、透析施設の状況
 - (2) 被災地域内行政諸官庁との要請事項や調整事項

(補完)

第7条 この規定はリスク管理規程と補完しあう。

(見舞金)

第8条 被災会員への見舞金の支給は、この法人の災害見舞金規程による。

(規格外事項)

第9条 この規程で定めていない事項については、会長の判断による。

(規程の改廃)

第10条 この規程の改廃は理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2015年3月8日から施行する。